

総務省訓令第22号

総務省が平成16年度に行う事後評価の実施に関する計画を次のように定める。

平成16年3月31日

総務大臣 麻生 太郎

## 総務省が平成16年度に行う事後評価の実施に関する計画

### 第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条及び総務省政策評価基本計画(平成14年3月27日訓令第41号。以下「基本計画」という。)に基づき、総務省が平成16年度において行う事後評価の対象とする政策、評価の方法等を定めるものとする。

### 第2 計画期間

この計画の対象期間(以下「計画期間」という。)は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間とする。

### 第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

#### 1 実績評価方式による評価の対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして、基本計画第6章第2節に掲げられた政策のうち、別紙に掲げる政策を対象とする。

#### 2 具体的な評価の方法

基本計画に従い、評価対象政策ごとに、あらかじめ設定した達成目標(アウトカム)の達成状況を客観的な指標等によって測定することを中心に政策に係る現状及び課題等を分析する方法により、評価書に記載すべき項目に沿って評価を行うことを原則とする。

評価書の記載項目としては、法第10条第1項において

政策評価の対象とした政策

政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

政策評価の観点

政策効果の把握の手法及びその結果

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

政策評価の結果

が定められているが、次の項目についても、併せて記載するものとする。

達成目標(政策の実施により実現を目指す成果・アウトカム)

政策の実績を総括すべき時期

目標に向けて行ってきた業務の実施状況(アウトプット)

指標の状況

目標の達成状況

今後の課題

なお、達成目標の達成状況を客観的な指標等によって測定することでは適切な評価とならない政策については、政策評価広報課と協議の上で、上記記載項目の一部を「施策・措置の概要等（参考となる指標の状況を含む。）」及び「政策や制度の目標に係る現状の分析」に替えて評価できるものとする。

### 3 評価書の様式等

評価書の様式及び記載要領は、この実施計画によるほか、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところによる。

### 附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(別紙)

平成16年度において実績評価方式により事後評価を行う政策











